

12月市議会

定例会

平成17年第5回(12月)伊予市議会定例会が、12月8日から22日までの15日間の会期で開催されました。

今議会では、稲荷八幡池決壊事故にともなう和解および損害賠償額を定めたほか、愛媛地方税滞納整理機構の設立案など、23件の議題を審議。その結果、それぞれ可決・承認されました。これらの主な内容についてご紹介します。

※今議会での議決事項など詳しくは、2月1日発行の「いよし議会だより(第3号)」をご覧ください。

可決・承認事項の主な内容
◆和解および損害賠償額を定めることについて

3月25日に稲荷八幡池の堤防が一部決壊し、相手方の家屋等に浸水による損害を与えたことについて、家屋や住宅設備等の復旧工事・修理・代替物の供給に要した費用や、その他の被害物品等に

対する損害賠償金、総額1,919万9,194円を市が支払うこととしました。

◆愛媛地方税滞納整理機構の設立について

地方税の滞納処分について、県内全市町において共同処理するための組織を、4月に設立させることとなりました。

※11ページに関連記事



補正予算額

- 一般会計
 - 補正額 3億7,545万3千円
(補正後の総額 186億5,145万5千円)
- 特別会計
 - 国民健康保険
 - 補正額 4,883万5千円
(補正後の総額 40億8,910万1千円)
 - 国民健康保険(診療勘定)
 - 補正額 680万9千円
(補正後の総額 1億6,761万2千円)
 - 老人保健
 - 補正額 2億700万円
(補正後の総額 52億5,053万3千円)
 - 介護保険
 - 補正額 3億7,548万3千円
(補正後の総額 33億1,835万円)
 - 農業集落排水
 - 補正額 248万5千円
(補正後の総額 1億450万4千円)
 - 公共下水道
 - 補正額 207万5千円
(補正後の総額 9億9,902万4千円)

地域再生計画

『人と水が出会う郷』再生プラン

が認定されました

市では、汚水処理施設整備を柱とした潤いのある豊かな生活環境を推進するため、地域再生法にもとづく地域再生計画の申請を行いました。11月22日、本市の地域再生計画(『人と水が出会う郷』再生プラン)が、内閣総理大臣から認定されました。

伊予市は合併にあたって、新市の将来像「ひと・まち・自然が出会う郷」を実現するため、住環境の整備と環境の保全を基本政策の一つとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策の推進を目標としています。特に、メダカが泳ぎ、ホタルが飛び交うような自然豊かなまちづくりにへの努力を掲げ

ています。このため、汚水処理施設の整備を豊かな自然環境保全、美しい景観創出に必要な不可欠な事業の一つとして位置づけ、公共下水道・浄化槽の汚水処理施設の普及を進め、水環境の再生により、水に親しみやすい環境づくりや、自然との共生・調和がとれた、いつまでも住み続けたいまちづくりをめざしていきます。



▲地域再生計画認定書授与式にて
(12月6日、首相官邸)